

宮城大学の法人化基本方針（案）に係る意見及び修正案

平成 19 年 3 月 22 日 宮城大学法人化推進会議資料

宮城大学の法人化基本方針（案） （平成 19 年 2 月 8 日 第 2 回宮城大学法人化推進会議 提出）	第 2 回宮城大学法人化推進会議における意見	宮城大学の法人化基本方針【考え方及び修正案】 《修正箇所は、____として表示》
1 組 織 ・ 運 営		
(1) 設 立		
設立団体 公立大学法人の設立団体は、宮城県（以下「県」という。）とする。	(意見なし)	【考え方】 本方針内に出てくる「県」は宮城県だけであることから、(以下「県」という。)の記載は外す。 【修正案】 公立大学法人の設立団体は、 <u>宮城県とする。</u>
(3) 役 員		
理事長と学長の関係 【案の 1】 公立大学法人における理事長と学長との関係については、地方独立行政法人法（以下「法」という。）で、理事長が学長を兼ねること（一体型）を原則としているが、定款で定めるところにより、学長を理事長と別に置くこと（分離型）ができることになっており、法人にとってどの形態が最良かについて、検討を行う。 【案の 2（考え方）】 地方独立行政法人法第 71 条第 1 項の原則に基づき、理事長は、法人が設置する大学の学長となること（一体型）を前提として、以下の理由を盛り込んだ上で「一体型を基本に検討する」と素案を修正する。 ・ 経営と教育研究の一体的な合意形成が必要 ・ 経営と教育研究双方の最高責任者として強いリーダーシップに期待 ・ 人件費の削減に寄与 ・ 迅速な意思決定が必要 ・ 大学が 1 つであり規模が比較的小規模	理事長と学長の関係については「一体型」を基本に検討すること。	【考え方】 （案の 2）の考え方をもととして、理事長は、法人が設置する大学の学長となること（一体型）を基本として記載する。 【修正案】 <u>法人経営と教育研究双方の円滑かつ一体的な合意形成や、強いリーダーシップを発揮することによる機動的な意思決定が可能となること等から、理事長は大学の学長となること（一体型）を基本に検討を行う。</u>
役員の構成（副理事長の設置） 【案の 1】 役員については、法で、理事長、副理事長、理事及び監事を置くことを原則としているが、副理事長については、学長を理事長と別に置くこと（分離型）を選択した場合は学長が副理事長となる一方、理事長が学長を兼ねること（一体型）を選択した場合は定款で副理事長を置かないことができるため、副理事長を置くかどうかについては、検討を行う。 【案の 2（考え方）】 総務、教育、研究、人事及び財務担当理事を置くことにより、理事会運営等役員機能を発揮させることとし、「原則として副理事長は置かないこと」を明記する。	「副理事長は置く」ことを基本とすること。	【考え方】 副理事長は置くことを基本として記載する。 【修正案】 <u>役員として、理事長、副理事長、理事及び監事を置く。</u>
役員の人数等 【案の 1】 役員の人数、職務及び権限、任期、学外者の参画等についても、検討を行う。 【案の 2（考え方）】 上記との関連で「理事 5 人以内」の理事及び「監事 2 人以内」を置く旨を明記する。	役員については、担当理事制も含めて、案の 1 を基本として記載すること。	【考え方】 （案の 1）を基本として、理事の担当制も含めた表現で記載する。 【修正案】 役員の人数、 <u>担当する職務及び権限、任期、学外者の参画等について、</u> 検討を行う。

宮城大学の法人化基本方針（案） （平成19年2月8日 第2回宮城大学法人化推進会議 提出）	第2回宮城大学法人化推進会議における意見	宮城大学の法人化基本方針【考え方及び修正案】 《修正箇所は、___として表示》
(4) 理事会		
<p>役員構成（副理事長の設置）</p> <p>【案の1】 理事会（仮称）は、理事長、副理事長（置く場合に限る。）及び理事で構成することとし、監事は理事会（仮称）に出席して意見を述べるができる。</p> <p>【案の2】 理事会（仮称）は、理事長及び理事で構成することとし、監事は理事会（仮称）に出席して意見を述べるができる。</p>	<p>「副理事長は置く」ことを基本とすること。 <u>（再掲）</u></p>	<p>【考え方】 副理事長は置くことを基本として記載する。</p> <p>【修正案】 理事会（仮称）は、理事長、副理事長及び理事で構成することとし、監事は理事会（仮称）に出席して意見を述べるができる。</p>
<p>想定される審議事項</p> <p>理事長が、重要事項を決定する場合には原則として理事会（仮称）の議を経ることとし、その審議事項については、検討を行う。</p> <p>〔想定される理事会（仮称）の審議事項〕</p> <p>中期目標について知事に対して述べる意見及び年度計画に関する事項 中期計画など法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項 予算の編成及び執行並びに決算に関する事項 大学・大学院・学部・学科その他重要な組織の設置・変更又は廃止に関する事項 学則その他重要な規程の制定又は改廃に関する事項 職員の人事及び評価に関する事項 大学の自己点検評価及び外部評価に関する事項 その他理事会（仮称）が定める重要事項</p>	<p>a 審議事項については、現時点で役割分担できるものについては記載すること。</p> <p>b 「学則」については、もう少し抽象的に「法人の基本的な規則」としてはどうか。</p> <p>c 外部評価と第三者評価には違いがあって、外部評価とは外部の方に依頼して行うもの、第三者評価とは認証評価機関による評価と考えており、外部評価という記載では、それしかやらないのかという誤解を与えてしまう可能性があるため、表現の仕方を検討してはどうか。</p>	<p>【考え方】</p> <p>a 想定される審議事項を記載する。 b 法人化後に制定される規則は今後の検討事項であるため、本基本方針には抽象的な表現で記載する。 c 「外部評価」や「第三者評価」といった固有名詞ではなく、双方を含めた抽象的な表現で記載する。</p> <p>【修正案】 理事長が、重要事項を決定する場合には原則として理事会（仮称）の議を経ることとし、その審議事項については、検討を行う。</p> <p>〔想定される理事会（仮称）の審議事項〕</p> <p>イ 中期目標について知事に対して述べる意見及び年度計画に関する事項 ロ 中期計画など法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項 ハ 予算の編成及び執行並びに決算に関する事項 ニ 大学・大学院・学部・学科その他重要な組織の設置・変更又は廃止に関する事項 ホ 法人の基本的な規則及び重要な規程の制定又は改廃に関する事項 ヘ 職員の人事及び評価に関する事項 ト 大学の自己点検評価及び第三者による評価に関する事項 チ その他理事会（仮称）が定める重要事項</p>
<p>各審議機関相互の関係</p> <p>理事会（仮称）、経営審議機関、教育研究審議機関、教授会それぞれの役割分担や権限については、検討を行う。</p>	<p>a 役割分担等の詳細については今後検討するという表現で整理すること。</p> <p>b 記載する箇所（位置）を検討すること。</p>	<p>【考え方】</p> <p>a 理事会や各審議機関での想定される審議事項を記載することから、役割分担や権限については、その詳細を検討するものとして記載する。 b (8)教授会の後に(9)各審議機関相互の関係として、新たに項目立てして記載する。</p> <p>【修正案】 理事会（仮称）、経営審議会（仮称）、教育研究審議会（仮称）、教授会それぞれの役割分担や権限の詳細については、検討を行う。</p>

宮城大学の法人化基本方針（案） （平成19年2月8日 第2回宮城大学法人化推進会議 提出）	第2回宮城大学法人化推進会議における意見	宮城大学の法人化基本方針【考え方及び修正案】 《修正箇所は、___として表示》
（5）経営審議機関		
<p>委員の構成（副理事長の設置）</p> <p>【案の1】 経営審議会（仮称）は、理事長、副理事長（置く場合に限る。）、理事長が指名する理事又は職員及び法人の役職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者等で構成することとし、その委員の人数や任期等については、検討を行う。</p> <p>【案の2】 経営審議会（仮称）は、理事長、理事長が指名する理事又は職員及び法人の役職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者等で構成することとし、その委員の人数や任期等については、検討を行う。</p>	<p>a 「副理事長は置く」ことを基本とすること。 <u>（再掲）</u></p> <p>b 「等」はあいまいなので省略すること。</p>	<p>【考え方】 a 副理事長は置くことを基本として記載する。 b 審議会委員は、記載した者で構成することとし、「等」は除く。</p> <p>【修正案】 経営審議会（仮称）は、理事長、<u>副理事長</u>、理事長が指名する理事又は職員及び法人の役職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する<u>もの</u>で構成することとし、その委員の人数や任期等については、検討を行う。</p>
<p>想定される審議事項</p> <p>経営審議会（仮称）の審議事項については、検討を行う。 〔想定される経営審議会（仮称）の審議事項〕 中期目標について知事に対して述べる意見及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの 中期計画など法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関するもの 予算の編成及び執行並びに決算に関する事項</p> <p>大学・大学院・学部・学科その他重要な組織の設置・変更又は廃止に関する事項のうち、法人の経営に関するもの 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬や職員の給与及び退職手当（以下「役員報酬や職員給与等」という。）の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項 職員の人事及び評価に関する事項（教員については、法人の経営に関する事項に限る。） 組織及び運営の状況に係る自己点検評価及び外部評価に関する事項 その他法人の経営に関する重要事項</p>	<p>a 審議事項については、現時点で役割分担できるものについては記載すること。<u>（再掲）</u></p> <p>b 「学則」については、もう少し抽象的に「法人の基本的な規則」としてはどうか。<u>（再掲）</u></p> <p>c 外部評価と第三者評価には違いがあって、外部評価とは外部の方に依頼して行うもの、第三者評価とは認証評価機関による評価と考えており、外部評価という記載では、それしかやらないのかという誤解を与えてしまう可能性があるため、表現の仕方を検討してはどうか。<u>（再掲）</u></p>	<p>【考え方】 a 想定される審議事項を記載する。 b 法人化後に制定される規則は今後の検討事項であるため、本基本方針には抽象的な表現で記載する。 c 「外部評価」や「第三者評価」といった固有名詞ではなく、双方を含めた抽象的な表現で記載する。</p> <p>【修正案】 経営審議会（仮称）の審議事項については、検討を行う。 〔想定される経営審議会（仮称）の審議事項〕 <u>イ</u> 中期目標について知事に対して述べる意見及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの <u>ロ</u> 中期計画など法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関するもの <u>ハ</u> 予算の編成及び執行並びに決算に関する事項 <u>ニ</u> 大学・大学院・学部・学科その他重要な組織の設置・変更又は廃止に関する事項のうち、法人の経営に関するもの <u>ホ</u> <u>法人の基本的な規則</u>（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員報酬や職員給与等の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項 <u>ヘ</u> 職員の人事及び評価に関する事項（教員については、法人の経営に関する事項に限る。） <u>ト</u> 組織及び運営の状況に係る自己点検評価及び<u>第三者による評価</u>に関する事項 <u>チ</u> その他法人の経営に関する重要事項</p>
（6）教育研究審議機関		
<p>委員の構成（副理事長の設置）</p> <p>【案の1】 教育研究審議会（仮称）は、学長、副理事長（置く場合に限る。）、学長が指名する理事、学部・研究科等の教育研究上の重要な組織の長及び学長が指名する職員等で構成することとし、その委員の人数や任期等については、検討を行う。</p> <p>【案の2】 教育研究審議会（仮称）は、学長、学長が指名する理事、学部・研究科等の教育研究上の重要な組織の長及び学長が指名する職員等で構成することとし、その委員の人数や任期等については、検討を行う。</p>	<p>「副理事長は置く」ことを基本とすること。 <u>（再掲）</u></p>	<p>【考え方】 副理事長は置くことを基本として記載する。</p> <p>【修正案】 教育研究審議会（仮称）は、学長、<u>副理事長</u>、学長が指名する理事、学部・研究科等の教育研究上の重要な組織の長及び学長が指名する職員等で構成することとし、その委員の人数や任期等については、検討を行う。</p>

<p style="text-align: center;">宮城大学の法人化基本方針（案） （平成19年2月8日 第2回宮城大学法人化推進会議 提出）</p>	<p style="text-align: center;">第2回宮城大学法人化推進会議における意見</p>	<p style="text-align: center;">宮城大学の法人化基本方針【考え方及び修正案】 《修正箇所は、___として表示》</p>
<p>想定される審議事項</p> <p>教育研究審議会（仮称）の審議事項については、検討を行う。 〔想定される教育研究審議会（仮称）の審議事項〕 中期目標について知事に対して述べる意見及び年度計画に関する事項（法人の経営に関する事項を除く。） 中期計画など法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項（法人の経営に関する事項を除く。）</p> <p>大学・大学院・学部・学科その他重要な組織の設置・変更又は廃止に関する事項（法人の経営に関する事項を除く。） 学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項 教員の人事及び評価に関する事項 教育課程の編成に関する方針に係る事項 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言，指導その他の援助に関する事項 学生の入学，卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項 教育及び研究の状況に係る自己点検評価及び外部評価に関する事項 その他大学の教育研究に関する重要事項</p>	<p>a 審議事項については、現時点で役割分担できるものについては記載すること。（再掲）</p> <p>b 「学則」については、もう少し抽象的に「法人の基本的な規則」としてはどうか。（再掲）</p> <p>c 外部評価と第三者評価には違いがあって、外部評価とは外部の方に依頼して行うもの、第三者評価とは認証評価機関による評価と考えており、外部評価という記載では、それしかやらないのかという誤解を与えてしまう可能性があるため、表現の仕方を検討してはどうか。（再掲）</p>	<p>【考え方】</p> <p>a 想定される審議事項を記載する。 b 法人化後に制定される規則は今後の検討事項であるため、本基本方針には抽象的な表現で記載する。 c 「外部評価」や「第三者評価」といった固有名詞ではなく、双方を含めた抽象的な表現で記載する。</p> <p>【修正案】</p> <p>教育研究審議会（仮称）の審議事項については、検討を行う。 〔想定される教育研究審議会（仮称）の審議事項〕</p> <p>イ 中期目標について知事に対して述べる意見及び年度計画に関する事項（法人の経営に関する事項を除く。） ロ 中期計画など法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項（法人の経営に関する事項を除く。） ハ 大学・大学院・学部・学科その他重要な組織の設置・変更又は廃止に関する事項（法人の経営に関する事項を除く。） ニ 法人の基本的な規則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項 ホ 教員の人事及び評価に関する事項 ヘ 教育課程の編成に関する方針に係る事項 ト 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言，指導その他の援助に関する事項 チ 学生の入学，卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項 リ 教育及び研究の状況に係る自己点検評価及び第三者による評価に関する事項 ヌ その他大学の教育研究に関する重要事項</p>
<p style="text-align: center;">（7）教授会</p>		
<p>教授会の位置づけ</p> <p>教員の負担を軽減し教育研究活動に専念できる環境を整えるため、教授会の審議事項を精選することとし、その内容については、検討を行う。</p>	<p>法律に基づいた原則を述べた上で、審議事項を精選する等といった表現にすること。</p>	<p>【考え方】</p> <p>教授会は、学校教育法に基づく機関であることを述べた上で、審議事項を精選することを記載する。</p> <p>【修正案】</p> <p>学校教育法の規定に基づき設置される教授会については、その審議事項を精選することとし、その内容については、検討を行う。</p>
<p style="text-align: center;">（9）学長選考会議</p>		
<p>構成員の構成</p> <p>学長選考会議（仮称）は、経営審議会（仮称）と教育研究審議会（仮称）から各々同数選出された者で構成する。</p>	<p>「各々同数を基本とする」といった表現にすること</p>	<p>【考え方】</p> <p>2つの審議機関から、各々同数選出された者で構成することを基本として記載する。また、次項の構成員の人数や選考方法等の検討について、本項においてあわせて記載する。 さらに、「経営審議会（仮称）や～」を「経営審議会（仮称）及び～」とする。</p> <p>【修正案】</p> <p>学長選考会議（仮称）は、経営審議会（仮称）及び教育研究審議会（仮称）から各々同数選出された者で構成することを基本とし、その人数や選考方法等については、検討を行う。</p>

宮城大学の法人化基本方針（案） （平成19年2月8日 第2回宮城大学法人化推進会議 提出）	第2回宮城大学法人化推進会議における意見	宮城大学の法人化基本方針【考え方及び修正案】 《修正箇所は、___として表示》
学長の選考等 学長の任命（解任）は、学長選考会議（仮称）の選考（申出）に基づき行うが、具体的な選考等の方法、学長選考会議（仮称）における構成員の人数や構成員の選考方法等については、検討を行う。	「学長選考会議（仮称）における構成員の人数や構成員の選考方法等については、検討を行う」は、前項の「学長選考会議（仮称）・・・構成する」につなげて記述すべきである。	【考え方】 構成員の人数や選考方法等の検討については、前項に記載する。 【修正案】 学長の任命（解任）は、学長選考会議（仮称）の選考（申出）に基づき行うこととし、具体的な選考等の方法については、検討を行う。
法人成立後最初の学長の任命 法人の成立後最初の学長については、定款で定めるところにより任命するが、その定め方については、検討を行う。	（意見なし）	【考え方】 理事長と学長の関係について「一体型」を基本に検討することから、表現を整理する。 【修正案】 法人の成立後最初の学長については、定款で定めるところにより任命する。
2 目 標 ・ 評 価		
（1）中期目標		
留意事項 中期目標は、次の点に留意して定める。 大学の基本理念を根本として、地域貢献を明示する等、基本的に全学にわたる内容とする。 重点的に取り組む事項を掲げ、法人の今後進むべき大きな方向性を示す内容とする。 法人が作成する中期計画や年度計画と密接に関連することから、法人の意見に十分配慮する。 目標が数値化できるもの（例えば、学生の進路決定率や外部資金の獲得額等）については、可能な限り達成時期や達成水準を明示する。 目標が数値化できないものについても、可能な限り具体的かつ分かり易い内容とする。	数値化については、例示がないとイメージが出来ないことも多いので、表現は考えるとしても記載すること自体は良い。その際、「外部資金の獲得」という記載をもう少し柔らかい表現が出来ないか。	【考え方】 外部資金は競争して得るものとの観点から、「外部資金の獲得」と記載する。また、「進路決定率」については、数値化ができる目標として例示するとの観点から「就職率」と記載する。 さらに、「中期計画や～」を「中期計画及び～」とする。 【修正案】 中期目標は、次の点に留意して定める。 イ 大学の基本理念を根本として、地域貢献を明示する等、基本的に全学にわたる内容とする。 ロ 重点的に取り組む事項を掲げ、法人の今後進むべき大きな方向性を示す内容とする。 ハ 法人が作成する中期計画及び年度計画と密接に関連することから、法人の意見に十分配慮する。 ニ 目標が数値化できるもの（例えば、学生の就職率や外部資金の獲得額等）については、可能な限り達成時期や達成水準を明示する。 ホ 目標が数値化できないものについても、可能な限り具体的かつ分かり易い内容とする。
記載項目 中期目標は、次に掲げる項目を基本とし、記載項目及び内容について、検討を行う。 〔中期目標の基本的な記載項目〕 中期目標の期間（6年間） 教育研究や地域貢献等の質の向上に関する事項 業務運営の改善及び効率化に関する事項 財務内容の改善に関する事項 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項 その他業務運営に関する重要事項	について「教育研究」と「地域貢献」を別項目とすること。	【考え方】 教育研究と地域貢献等（学生への支援や国際貢献を含む）については、項目を分けて記載する。 また、記載の仕方を統一するため、「教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価」を「教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検評価」とする。 【修正案】 中期目標は、次に掲げる項目を基本とし、記載項目及び内容について、検討を行う。 〔中期目標の基本的な記載項目〕 イ 中期目標の期間（6年間） ロ 教育研究の質の向上に関する事項 ハ 地域貢献等に関する事項

宮城大学の法人化基本方針（案） （平成19年2月8日 第2回宮城大学法人化推進会議 提出）	第2回宮城大学法人化推進会議における意見	宮城大学の法人化基本方針【考え方及び修正案】 《修正箇所は、___として表示》
		ニ 業務運営の改善及び効率化に関する事項 ホ 財務内容の改善に関する事項 ヘ 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項 ト その他業務運営に関する重要事項
(2) 中期計画		
留意事項 中期計画は、次の点に留意して定める。 中期目標に沿い、全学的な方針に加え、学部や研究科等ごとに取り組み内容を盛り込む。計画が数値化できるもの（例えば、学生の進路決定率や外部資金の獲得額等）については、可能な限り達成時期や達成水準を明示し、達成状況が把握できるようにする。計画が数値化できないものについても、可能な限り具体的かつ分かり易い内容とする。	数値化については、例示がないとイメージが出来ないことも多いので、表現は考えるとしても記載すること自体は良い。その際、「外部資金の獲得」という記載をもう少し柔らかい表現が出来ないか。 <u>（再掲）</u>	【考え方】 外部資金は競争して得るものとの観点から、「外部資金の獲得」と記載する。また、「進路決定率」については、数値化ができる計画として例示するとの観点から「就職率」と記載する。 【修正案】 中期計画は、次の点に留意して定める。 イ 中期目標に沿い、全学的な方針に加え、学部や研究科等ごとに取り組み内容を盛り込む。 ロ 計画が数値化できるもの（例えば、学生の就職率や外部資金の獲得額等）については、可能な限り達成時期や達成水準を明示し、達成状況が把握できるようにする。 ハ 計画が数値化できないものについても、可能な限り具体的かつ分かり易い内容とする。
記載項目 中期計画は、次に掲げる項目を基本とし、記載項目及び内容について、検討を行う。 〔中期計画の基本的な記載項目〕 教育研究や地域貢献等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 短期借入金の限度額 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 剰余金の使途 県の規則で定める業務運営に関する事項 その他業務運営に関する目標を達成するためとるべき措置	について「教育研究」と「地域貢献」を別項目とすること。 <u>（再掲）</u>	【考え方】 教育研究と地域貢献等（学生への支援や国際貢献を含む）については、項目を分けて記載する。 また、記載の仕方を統一するため、「教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価」を「教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検評価」とする。 【修正案】 中期計画は、次に掲げる項目を基本とし、記載項目及び内容について、検討を行う。 〔中期計画の基本的な記載項目〕 イ 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 ロ 地域貢献等に関する目標を達成するためとるべき措置 ハ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 ニ 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置 ホ 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置 ヘ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 ト 短期借入金の限度額 チ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 リ 剰余金の使途 又 県の規則で定める業務運営に関する事項 ル その他業務運営に関する目標を達成するためとるべき措置

宮城大学の法人化基本方針（案） （平成19年2月8日 第2回宮城大学法人化推進会議 提出）	第2回宮城大学法人化推進会議における意見	宮城大学の法人化基本方針【考え方及び修正案】 《修正箇所は、___として表示》
(4) 評価委員会		
委員の構成 評価委員会は、第三者機関として公正かつ厳正な評価を行う必要があることから、外部有識者で構成する。 なお、この外部有識者には、大学における教育研究の特性に配慮する観点から、大学運営に高い識見を有する者の参画も得る。	大学運営に高い識見を有する者の参画は必要と考えられるが、経営審議機関における記載との整合性を勘案して、表現を検討すること。	【考え方】 経営審議機関における表現と同じ記載にする。 【修正案】 評価委員会は、第三者機関として公正かつ厳正な評価を行う必要があることから、外部有識者で構成する。この外部有識者には、大学における教育研究の特性に配慮する観点から、大学に関し広くかつ高い識見を有する者を含むこととする。
(5) 評価制度		
自己点検評価の充実 法人化後の自主・自律的な運営を進展させていく上では、大学の自己責任による自己点検評価が重要であることから、その充実に向けた取組みを進める。	（意見なし）	【考え方】 自己点検評価は、学校教育法の規定に基づくことを記載する。 【修正案】 法人化後の自主・自律的な運営を進展させていく上では、 <u>学校教育法の規定に基づく大学の自己点検評価が重要であることから、その充実に向けた取組みを進める。</u>
法人における評価結果の反映 法人は自己点検評価に加え、外部評価として評価委員会による評価と認証評価機関による評価を受け、その評価結果を法人の運営効率の向上や教育研究活動の改善に活用するとともに、次期中期計画や年度計画の内容に反映させる。	a 外部評価という表現は外しても良いのではない。 b 認証評価機関については、「～法に基づく」といった法律に基づく旨の表現とすること。	【考え方】 a 外部評価の記載は外す。 b 認証評価機関は、学校教育法の規定に基づく機関であることを記載し、表現を調整する。 あわせて、「～や」を「～及び」に、「～とともに」を「～ほか」とする。 【修正案】 法人は、 <u>評価委員会による評価の結果並びに学校教育法の規定に基づく大学による自己点検評価の結果及び認証評価機関による評価の結果を、法人の運営効率の向上及び教育研究活動の改善に活用するほか、次期中期計画及び年度計画の内容に反映させる。</u>
県における評価結果の反映 県においても、当該評価結果を次期中期目標に反映させるとともに、中期目標の期間の終了時には、当該法人の業務を継続させる必要性、組織のあり方その他組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずる。	（意見なし）	【考え方】 「反映させるとともに～」を「反映させるほか～」とする。 【修正案】 県においても、当該評価結果を次期中期目標に反映させるほか、中期目標の期間の終了時には、当該法人の業務を継続させる必要性、組織のあり方その他組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずる。
3 財 務 ・ 予 算		
(1) 会計制度		
会計制度の移行 法人化により財務会計制度は、地方自治法や県の財務規則等が適用外となり、複数年度にわたる予算執行が可能となる等、「企業会計原則」や「地方独立行政法人会計基準」に基づいた弾力的な制度に移行する。	（意見なし）	【考え方】 「企業会計原則や～」を「企業会計原則及び～」とする。 【修正案】 法人化により財務会計制度は、地方自治法や県の財務規則等が適用外となり、複数年度にわたる予算執行が可能となる等、「企業会計原則」及び「地方独立行政法人会計基準」に基づいた弾力的な制度に移行する。

宮城大学の法人化基本方針（案） （平成19年2月8日 第2回宮城大学法人化推進会議 提出）	第2回宮城大学法人化推進会議における意見	宮城大学の法人化基本方針【考え方及び修正案】 《修正箇所は、___として表示》
<p>会計移行にあたっての規程整備等</p> <p>制度移行に当たっては、法人の裁量によるところが大きくなる一方、県から資金交付を受ける法人として、その財源の拠出者である県民に対する説明責任を果たす必要があるため、会計規程等の整備や財務諸表を公表する等、その財政状況や運営状況を明らかにする。</p>	（意見なし）	<p>【考え方】 「財政状況や～」を「財政状況及び～」とする。</p> <p>【修正案】 制度移行に当たっては、法人の裁量によるところが大きくなる一方、県から資金交付を受ける法人として、その財源の拠出者である県民に対する説明責任を果たす必要があるため、会計規程等の整備や財務諸表を公表する等、その財政状況及び運営状況を明らかにする。</p>
<p>システムの整備</p> <p>法人化後に新たな会計基準が適用されることに伴い、独自の財務会計システムの整備が必要となるが、整備に当たっては、現行システムからの切り替えが円滑に行えるよう配慮するとともに、法人の規模や業務内容に対応し、法人の業務運営状況が適切に把握できるシステムとなるよう、その仕様等について、検討を行う。</p>	（意見なし）	<p>【考え方】 「配慮するとともに～」を「配慮するほか～」とし、「法人の規模や～」を「法人の規模及び～」とする。</p> <p>【修正案】 法人化後に新たな会計基準が適用されることに伴い、独自の財務会計システムの整備が必要となるが、整備に当たっては、現行システムからの切り替えが円滑に行えるよう配慮するほか、法人の規模及び業務内容に対応し、法人の業務運営状況が適切に把握できるシステムとなるよう、その仕様等について、検討を行う。</p>
（2）財産的基礎		
<p>出資財産の範囲</p> <p>当該財産は、現に大学の用に供している土地建物を基本とするが、その範囲については、検討を行う。</p> <p>なお、法人成立の前日までに県が大学の施設整備等の財源に充てた県債について、法人成立の日までに償還されない分については、法人には承継せず、県が引き続き償還義務を負う。</p>	（意見なし）	<p>【考え方】 「土地建物」を「土地及び建物」とする。</p> <p>【修正案】 当該財産は、現に大学の用に供している土地及び建物を基本とするが、その範囲については、検討を行う。</p> <p>なお、法人成立の前日までに県が大学の施設整備等の財源に充てた県債について、法人成立の日までに償還されない分については、法人には承継せず、県が引き続き償還義務を負う。</p>
（3）運営費交付金等		
<p>運営費交付金の算定ルール</p> <p>運営費交付金については、法人の自主・自律的で弾力的な運営の推進に配慮するとともに、中期目標の期間等における評価結果を適切に反映する仕組みとなるような算定ルールについて、検討を行う。</p>	（意見なし）	<p>【考え方】 「配慮するとともに～」を「配慮するほか～」とする。</p> <p>【修正案】 運営費交付金については、法人の自主・自律的で弾力的な運営の推進に配慮するほか、中期目標の期間等における評価結果を適切に反映する仕組みとなるような算定ルールについて、検討を行う。</p>
（4）自主財源		
<p>大学の料金の設定</p> <p>授業料等大学の料金については、法人がその上限を定め、議会の議決を経て県が認可するが、その設定に当たっては、他の国公立大学の動向等を踏まえながら、適切に行う。</p> <p>また、これを変更しようとするときも、同様とする。</p>	（意見なし）	<p>【考え方】 「等」を「など」とする。</p> <p>【修正案】 授業料など大学の料金については、法人がその上限を定め、議会の議決を経て県が認可するが、その設定に当たっては、他の国公立大学の動向等を踏まえながら、適切に行う。</p> <p>また、これを変更しようとするときも、同様とする。</p>

<p style="text-align: center;">宮城大学の法人化基本方針（案） （平成19年2月8日 第2回宮城大学法人化推進会議 提出）</p>	<p style="text-align: center;">第2回宮城大学法人化推進会議における意見</p>	<p style="text-align: center;">宮城大学の法人化基本方針【考え方及び修正案】 《修正箇所は、___として表示》</p>
<p>外部資金 科学研究費補助金をはじめ、受託研究費や奨学寄附金等、外部資金の積極的な獲得に努める。</p>	<p>「外部資金の獲得」という記載をもう少し柔らかい表現が出来ないか。<u>（再掲）</u></p>	<p>【考え方】 外部資金は競争して得るものとの観点から、「外部資金の獲得」と記載する。</p> <p>【修正案（変更なし）】 科学研究費補助金をはじめ、受託研究費や奨学寄附金等、外部資金の積極的な獲得に努める。</p>
<p style="text-align: center;">（5）監査体制</p>		
<p>監査の実施 法人の業務運営の適正化及び透明性を確保するため、監事等による内部監査体制を整えるとともに、会計監査人等による外部監査を行う</p>	<p>県の監査についても明記した表現にすること。</p>	<p>【考え方】 外部監査に県による監査も明記するほか、外部監査は法律等により履行が義務づけられていることから、表現を調整する。</p> <p>【修正案】 法人の業務運営の適正化及び透明性を確保するため、監事等による内部監査体制を整えるほか、<u>会計監査人及び県監査委員による外部監査を受ける。</u></p>
<p style="text-align: center;">（6）資金・資産の管理運用</p>		
<p>短期借入金 資金需要と運営費交付金等の交付時期の関係から借入が必要とされる場合も考えられることから、短期借入金の制度化について、検討を行う。</p>	<p>「短期借入金の制度化」について、短期借入が法律で認められているのであれば、「制度化」ではなく「あり方」といった言い方が適切と考えるので、表現を検討すること。</p>	<p>【考え方】 「制度化」を「あり方」という記載に変更する。</p> <p>【修正案】 資金需要と運営費交付金等の交付時期の関係から借入が必要とされる場合も考えられることから、短期借入金の<u>あり方</u>について、検討を行う。</p>
<p style="text-align: center;">4 人 事 ・ 労 務</p>		
<p style="text-align: center;">（3）事務職員の人事・評価</p>		
<p>研修制度 事務職員の研修制度については、事務職員の資質向上を図るため、職務の特性を考慮した国及び県等の研修制度の活用や大学事務に関する法人独自の研修制度の導入等について、検討を行う。</p>	<p>（意見なし）</p>	<p>【考え方】 「国及び県等～」を「国や県等～」とする。</p> <p>【修正案】 事務職員の研修制度については、事務職員の資質向上を図るため、職務の特性を考慮した<u>国や県等</u>の研修制度の活用や大学事務に関する法人独自の研修制度の導入等について、検討を行う。</p>
<p style="text-align: center;">（4）報酬・給与</p>		
<p>役員報酬や職員給与等の体系 役員報酬や職員給与等については、県職員の給与や他団体の役員報酬、法人の業務実績等を考慮した適正な水準とし、それに合わせた給与体系等について、検討を行う。</p>	<p>（意見なし）</p>	<p>【考え方】 「県職員の給与や～」を「県職員の給与、～」とする。</p> <p>【修正案】 役員報酬や職員給与等については、<u>県職員の給与、</u>他団体の役員報酬、法人の業務実績等を考慮した適正な水準とし、それに合わせた給与体系等について、検討を行う。</p>

宮城大学の法人化基本方針（案） （平成19年2月8日 第2回宮城大学法人化推進会議 提出）	第2回宮城大学法人化推進会議における意見	宮城大学の法人化基本方針【考え方及び修正案】 《修正箇所は、___として表示》
(5) 服務その他の勤務条件		
兼職兼業 教員の教育研究成果等を地域社会等に還元することは、社会的要請に合致するものである。また、法人化により職員の身分が非公務員となるメリットを活かし、産学官連携の推進や地域社会等への貢献、学外への積極的な活動を展開するため、兼職兼業の規制緩和を図る。	兼職兼業については、「非公務員となるメリットを活かして、そのルール化やあり方を検討する」といった表現にすること。	【考え方】 「規制緩和」をするのではなく、職員の身分の非公務員化により教員は学外活動をさらに推進するため、本来業務への支障等が生じないように、適正なルールを定めるという記載にする。 【修正案】 教員の教育研究成果等を地域社会等に還元することは、社会的要請に合致するものである。また、法人化により職員の身分が非公務員となるメリットを活かし、 <u>教員は産学官連携や地域社会等への貢献など学外活動をさらに推進するため、教育研究など本来業務への支障や利益相反等が生じないように、適正なルールを定める。</u>
兼職兼業の基準 この規制緩和に当たっては、教育研究など本来業務への支障や利益相反等が生じないように、適正な基準を定める。	(意見なし)	【考え方】 前項にあわせて記載する。 【修正案】 (削除)
(6) 福利厚生		
制度の取扱い 職員については、地方公務員等共済組合法や地方公務員災害補償法が適用されるため、法律が適用となる制度は従前と変わらないものの、法定外の制度（職員住宅等）も含めて、その取扱いについて、検討を行う。	(意見なし)	【考え方】 「地方公務員等共済組合法や～」を「地方公務員等共済組合法及び～」とする。 【修正案】 職員については、地方公務員等共済組合法及び地方公務員災害補償法が適用されるため、法律が適用となる制度は従前と変わらないものの、法定外の制度（職員住宅等）も含めて、その取扱いについて、検討を行う。
(7) 人員管理		
管理計画の策定 法人化後の職員については、県の定員管理から外れることになるが、法人が自律的な管理を行うに当たっては、中期目標や中期計画に則って法人独自の人員についての管理計画を策定する等、適切な管理に努める。	(意見なし)	【考え方】 「中期目標や～」を「中期目標及び～」とする。 【修正案】 法人化後の職員については、県の定員管理から外れることになるが、法人が自律的な管理を行うに当たっては、 <u>中期目標及び中期計画に則って法人独自の人員についての管理計画を策定する等、適切な管理に努める。</u>
5 情 報 公 開		
情報公開の推進 法人運営の透明性を高め、県民に対する説明責任を果たすため、中期目標や中期計画、評価結果のみならず、役員報酬や職員給与等の支給の基準、財務諸表等についても公表し、情報公開を推進するための方策について、検討を行う。	記載している全ての事項について公表が義務づけられているのであれば、「～のみならず」や「～も」は不要で、軽重をつけない表現にすること。	【考え方】 記載する項目を並列に記載する。 【修正案】 法人運営の透明性を高め、県民に対する説明責任を果たすため、 <u>中期目標、中期計画、年度計画及びその評価結果、役員報酬や職員給与等の支給の基準、財務諸表等について公表し、情報公開を推進するための方策について、検討を行う。</u>
(参考) 公立大学法人宮城大学(仮称)の概要図		
公立大学法人宮城大学(仮称)の概要図 【理事長・学長一体型(副理事長設置)の場合】と【理事長・学長分離型の場合】の2案を提示。	実態に合うような記載が可能であれば概要図を添付することとして、内容を検討すること。	【考え方】 全体の構図がはっきり見えてから記載すべきで、現時点では添付不要。 【修正案】 (削除)

参考として、「宮城大学法人化推進会議設置要綱」及び「宮城大学法人化推進会議委員名簿」を添付する。